

昇降機の耐震対策及び安全対策一覧表

エレベーター

検査結果表No	検査項目	目的・説明	根拠法令	乗用人荷	寝台用	自動車用	荷物用
1.(1) *1(1)	機械室への通路及び出入口の戸 (昭和46年1月1日)	・日常の保守及び修繕に支障のない通路(幅70cm、高さ180cm)を確保する。 ・出入口戸は施錠できる戸を設ける。 ・ 機械室への階段蹴上(23cm以上)及び踏面(15cm以上)は、手摺を設ける。	令第129条の9第四号 令第129条の9第五号	○	○	○	○
1.(2) *1(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等 (昭和46年1月1日)	・機械室は日常点検に支障のない明るさの照明確保及び機器に影響を及ぼさない室温(40℃以下)を確保する。	令第129条の9第三号	○	○	○	○
1(18) *1(20)	駆動装置の耐震対策 (昭和56年1月1日) (平成21年9月28日)	・地震時に、機械室設置機器の移動や転倒を防止するとともに、主索が綱車から外れることを防止する。	令第129条の4第3項第四号 令第129条の8第1項 平20国告第703号 平20国告第1498号	○	○	○	○
2(6) *2(6)	主索又は鎖の緩み検出装置 (昭和57年12月1日) (昭和34年1月1日)	・油圧エレベーター(間接式)及び巻胴式エレベーターで、下降時かごの異常停止(物の挟まれ等)で主索又は鎖の緩みを検出する装置。	令第129条の10第2項 平12建告第1423号第5 第二号ロ	○	○	○	○
2(8) *2(7)	はかり装置の取付け (昭和46年1月1日)	・人や荷物の乗りすぎや、積みすぎを検出する装置。	令第129条の10第3項 第四号イ	○	○	-	-
2(9) *2(13)	戸開走行保護装置 (平成21年9月28日)	・かごの戸が開いているにもかかわらず、かごが上昇、下降することを防止する装置。	令第129条の10第3項 第一号	○	○	○	○
2(10) *2(14)	地震時等管制運転装置 (平成21年9月28日)	・地震時、縦揺れ(P波)横揺れ(S波)を検知し、かご内に地震検知表示と共に停電時でも最寄階まで運転できる予備電源を設ける。	平20国告第1536号第2	○	○	△	△
3(1) *3(1)	かごの構造 (平成22年9月28日)	・かご室囲いにガラスを用いる場合はガラス部以外にも手摺支え(高さ80cm～110cm以下)を設ける。	平20国告第1455号第1 第五号ロ	○	○	○	○
3(2) *3(2)	かごの戸 (平成21年9月28日) (平成22年9月28日)	・かごの戸に人又は物が挟まった時、戸が反転すること。 ・かごの戸は引戸(乗用、寝台用)とする。 ただし、乗用及び寝台用以外は上下とすることができる。	平20国告第1455号第2 第七号 平20国告第1455号第2 第二号	○	○	○	○
3(11) *3(12)	かごの照明装置 (平成21年9月28日)	・乗用及び寝台用のエレベーターは50ルクス以上、それ以外エレベーターは25ルクス以上の照明器具を設置する。	平20国告第1455号第1 第八号	○	○	○	○
3(12) *3(13)	停電灯装置 (昭和46年1月1日)	・乗用及び寝台用のエレベーターは床面で1ルクス以上の照度を確保すること。	令第129条の10第3項 第四号ロ	○	○	-	-
3(13) *3(14)	かごの床先 (昭和56年6月1日)	・出入口の床先とかごの床先は4cm以下、又乗用及び寝台用エレベーターのかご床先と昇降路壁との水平距離は12.5cm以下にすること。	令第129条の7第四号	○	○	-	-
4(7) *4(10)	かごの非常救出口 (昭和46年1月1日) (平成22年9月28日)	・閉じ込め時に人を救出できる救出口にはロック及びスイッチを設ける。 (平12建告1413号第1第一号;天井救出口のないエレベーターを規定)	令第129条の6第四号	○	○	○	○
4(11) *4(13)	施錠装置 (平成21年9月28日)	・昇降路内戸には施錠装置を設けること。 ・煙感知器の点検口がある場合はスイッチを設けること。	令第129条の7第三号 平20国告第1447号 第二号、第四号、第六号 平20国告第1454号第一号ハ	○	○	○	○
4(13) *4(15)	乗り場の戸 (平成22年9月28日)	・乗り場の戸は引戸(乗用、寝台用)とする。 ただし、乗用及び寝台用以外は上下とすることができる。	平20国告第1454号第六号	○	○	-	-
4(14) *4(16)	昇降路内の耐震対策 (昭和56年6月1日) (平成21年9月28日)	・地震時、かごや釣合いおりの脱レール防止対策をする。 ・ワイヤーロープ及びケーブル等の昇降路内機器への絡まり防止対策をする。	令第129条の4第3項 第三号、第四号 令第129条の7第五号イ 平20国告第1494号 平20国告第1495号 平20国告第1498号 令第129条の8第1項	○	○	○	○
5(3) *5(3)	乗場の戸の遮煙構造 (平成14年6月1日)	・火災時、乗場戸隙間より昇降路内へ煙が入らないよう対策する。	昭48建告示第2563号第1 第一号	○	○	○	○

検査結果表No	検査項目	目的・説明	根拠法令	乗用人荷	寝台用	自動車用	荷物用
6(12) *6(11)	ピット内の耐震対策 (昭和56年6月1日) (平成21年9月28日)	・かご下綱車、釣合いロープ、調速機ロープに外れ止めを設ける。 ・地震時ピット内機器にケーブル及びロープ等が絡まないように対策をする。	令第129条の7第五号イ 平20国告第1494号 平20国告第1495号 平20国告第1498号 令第129条の4第3項 第三号、第四号	○	○	○	○

(注) 検査結果表No欄に示す番号は、昇降機(ロープ式)検査結果表の番号を、*付きの番号は(油圧式エレベーター)の検査結果表の番号を示す。

条件付き とは、(共に人が乗らないもの)であれば対象外であることを示す。

エスカレーター

検査結果表No	検査項目	目的・説明	根拠法令
3.(6)	階段相互の隙間 (平成12年6月1日)	・階段前後のすき間及び階段とスカートパネルのすき間を5mm以下に保つこと。	令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号第1第一号、第二号
3.(7)	スカートガード (平成12年6月1日)		
4.(1)	インレットスイッチ (昭和56年6月1日)	・手すりベルト入り込み口に子供の手や指、異物が入った時に運転を停止する装置。	令第129条の12第5項 平12建告第1424号第二号ホ
4.(3)	スカートガードスイッチ (昭和56年6月1日)	・階段側面とスカートパネル間に靴や異物が挟まった時に運転を停止する装置。	令第129条の12第5項 平12建告第1424号第二号ニ
5.(1)	交差部固定保護板 (平成12年6月1日)	・手すりベルトと交差する壁、天井等の間に人が衝突や挟まれることを防止する装置。	令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号第1第三号

エスカレーター その他の安全対策

検査結果表No	検査項目	目的・説明
5.(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	・エスカレーター周りの壁、柵等から子供が進入し挟まれたり転落するのを防止する。
5.(3)	落下物防止網	・エスカレーター周りからの落下物を下の人等に当たらないように受ける。
5.(4)	階段上直部の障害物	・車いす運転時でも階段直上部2100mmを確保出来ていること。
5.(5)	交差部可動警告板	・手すりベルト交差する壁、天井等の間に人が衝突や挟まれる前に警告する。
5.(7)	登り防止用仕切板	・エスカレーター外側板の上に子供等が登ることを防止する。

小荷物専用昇降機

検査結果表No	検査項目	目的・説明	根拠法令
4.(6)	ドアロック (平成12年6月1日)	・フロアタイプにはドアロック装置を設けること。 (テーブルタイプは対象外)	令第129条の12第13第四号

「昇降機定期検査報告書 作成要領 2010年 関東5団体版」より抜粋

編集・発行 一般社団法人 東京都昇降機安全協議会、財団法人 神奈川県建築安全協会、財団法人 埼玉県建築住宅安全協会
一般社団法人 千葉県昇降機等安全協議会、一般社団法人 北関東ブロック昇降機等安全協議会